

普通共済保険約款

(この共済保険の趣旨)

この共済保険は、一般財団法人広島県勤労者福祉推進協会（以下、「当会」という。）の会員のうち、この共済保険契約を締結した者（以下、「共済保険契約者」という。）の生活安定のために、火災、風水雪害等により建物又は家財に生じた損害に備えるための火災共済保険とする。

第一章 総 則

(用語の定義)

第1条 この約款における用語の定義は、この約款に別に定められるもののほか、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 建物

共済保険の目的となる建物は、共済保険契約者又はその同一世帯に属する親族が所有し、又は居住し若しくは使用する建物（2世帯以上が共同で居住する建物については、その建物のうち、共済保険契約の申込みをしようとする者の属する世帯がもつぱら居住する部分に限る。）とし、次に掲げるものを含まないものとする。

- ① 建物に付属する車庫、駐輪場、門、土塀、垣その他の工作物
- ② 建物の基礎工事部分
- ③ 物置、納屋、土蔵その他の附属建物
- ④ 浄化槽、屋外上下水道、排水溝（枡）、植木などの外構物

なお、建物を共済保険の目的とする場合にあっては、畳、建具その他建物の従物及び電気設備、ガス設備、冷暖房設備その他これらに準ずる建物の附属設備は、共済保険の目的に含まれているものとする。

(2) 家財

共済保険の目的となる家財は、共済保険契約者又はその同一世帯に属する親族が所有し、又は居住し若しくは使用する建物に収容されている家財とし、次に掲げるものを含まないものとする。

- ① 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物
- ② 自動車、貴金属、宝石、宝玉及び貴重品並びに美術品たる書画、骨董、彫刻物その他の物
- ③ 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- ④ 家畜、家きん、その他これらに準ずるもの

(3) 火災

人の意に反して若しくは放火により発生し、又は人の意に反して拡大し、消火の必要のある燃焼現象であつて、これを消火するためには消火設備又はこれと同程度の効果あるものの利用を必要とする状態をいい、消火作業を伴う消防破壊及び消防冠水による被害を含むものとする。ただし、燃焼機関、冷暖房機器及び電気機器等が故障、漏電又は過熱によって焼損した場合は含めないことができる。

(4) 台風

発生した台風のうち、台風の接近又は上陸によって気象庁が地域内に「警報」又は「注意報」を発令し、台風の暴風域又は強風域に入った場合をいう。

(5) 暴風

原則として地域内の最大風速が15m/s以上の場合をいうが、その地域において風速記録が取れない場合は、地域内に「暴風警報」又は「強風注意報」が発令された場合をいう。

(6) 豪雨

地域内の雨量が、1時間に40mm、3時間に60mm、1日に150mm又は、降り始めから300mm以上を記録し、大雨警報又は注意報が発令された場合をいう。ただし、地域内に雨量計がなく降雨量が分からない場合は、損害状況の調査により通常でない大雨により損害が生じたと認められる場合をいう。

(7) 高潮

異常潮位により海水が流れ込む場合をいう。

(8) 高波

強風波浪警報が発令され、高波により海水が流れ込む場合をいう。

(9) 洪水

河川の氾濫又は堤防の決壊により濁流が流れ込む場合をいう。

(10) 土砂崩れ

長雨や風化などにより生じた土砂崩れをいう。

(11) 地すべり

敷地などに生じた地すべりをいう。

(12) 床上浸水

浸水によって床まで水に浸かった場合をいう。ただし、浸水が床を超えた場合は、その損害程度に応じて保険の目的に損壊があったものとして扱う。

(13) 豪雪

雪崩や積雪、降雪をいう。

(14) 降雹

雹が降ることをいう。

(15) 損害共済保険金

第2条第1項第1号及び第3号から第7号まで並びに第9号から第10号までの共済保険金をいう。

(16) 臨時費用共済保険金

第2条第1項第2号の共済保険金をいう。

(17) 他の保険契約等

この共済保険契約における共済保険の目的について締結された、火災による損害を補償する他の保険契約又は共済契約をいう。

(18) 支払責任額

他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき共済保険金の額をいう。

(19) 危険

損害の発生の可能性をいう。

(20) 契約応当日

毎月又は毎年契約日に対応する日をいう。

(21) 共済保険媒介者

当会のために共済保険契約の媒介を行うことができる者（当会のために共済保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。）をいう。

(22) 共済保険契約者

共済保険の目的が建物の場合、以下の項目をすべて満たす者をいう。

- ・原則広島県内の勤労者及び勤労者と同一世帯に属する者
- ・第1条(1)に定める建物の所有権を有する者
- ・共済保険契約の手続きを経た者

共済保険の目的が家財の場合、以下の項目をすべて満たす者をいう。

- ・原則広島県内の勤労者及び勤労者と同一世帯に属する者
- ・第1条(2)に定める家財の所有権を有する者
- ・共済保険契約の手続きを経た者

(23) 火災焼損割合

建物の火災焼損割合は、延べ面積に対する焼損面積の割合をいう。ただし、面積での判定ができない場合は、当会の定める坪単価で計算した額に対する実損額の割合をいう。

家財の火災焼損割合は、共済保険金額の80%に対する実損額の割合をいう。

(24) 全焼損

火災焼損割合が70%以上をいう。

(25) 半焼損

火災焼損割合が20%以上70%未満をいう。

(26) 半焼損A

火災焼損割合が50%以上70%未満をいう。

(27) 半焼損B

火災焼損割合が20%以上50%未満をいう。

(28) 一部焼損

火災焼損割合が20%未満をいう。

(29) 損壊割合

建物の損壊割合は、延べ面積に対する損壊面積の割合をいう。ただし、面積での判定ができない場合は、当会の定める坪単価で計算した額に対する実損額の割合をいう。

家財の損壊割合は、共済保険金額の80%に対する実損額の割合をいう。

(30) 全壊

損壊割合が70%以上をいう。

(31) 半壊A

損壊割合が50%以上70%未満をいう。

(32) 半壊B

損壊割合が20%以上50%未満をいう。

(33) 一部壊

損壊割合が20%未満をいう。

(34) 床上浸水

浸水によって床まで浸かった場合をいう。ただし、浸水が床を超えた場合は、その損害程度に応じて、全壊、半壊A、半壊B及び一部壊と認定する。

第二章 共済保険金の支払事由

(被保険者、共済保険の目的、共済保険金の支払事由、共済保険金額及び免責事由)

第2条 この共済保険契約の被保険者、共済保険の目的、共済保険金の支払事由及び共済保険金額は、共済保険金の種類ごとに次のとおりとする。なお、共済保険金の支払事由は、責任開始日以降、共済保険契約の消滅年月日までに発生したものに限る。

(1) 火災共済保険金（主共済保険）

被保険者 共済保険契約者

共済保険の目的 建物及び家財

共済保険金の支払事由 火災、落雷、破裂、爆発、航空機の墜落若しくは接触又は航空機からの物体の落下によって共済保険の目的が損害を受けた場合

共済保険金額 建物及び家財ごとに、それぞれの焼損区分に応じ、下表に定める金額を支払う。

<建物・家財>

焼損区分	共済保険金の額
全 焼 損	共済保険証券記載の共済保険金額の全額
半焼損又は一部焼損	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、共済保険証券記載の共済保険金額を限度とする。

(2) 臨時費用共済保険金（主共済保険）

被保険者 共済保険契約者

共済保険の目的 建物及び家財

共済保険金の支払事由 前号の火災共済保険金が支払われる場合。ただし、落雷によって過電流が流れ、電気製品や給湯器などの機器のみの故障の場合は支払わない。

共済保険金額 前号の火災共済保険金に15%を乗じた額を支払う。ただし、1回の事故につき、200万円を限度とする。

(3) 風水雪害共済保険金（付加共済保険）

被保険者 共済保険契約者

共済保険の目的 建物及び家財

共済保険金の支払事由 台風、暴風雨、豪雨、高潮、高波、洪水、土砂崩れ、地すべり、雪崩、降雪又は降雹によって共済保険の目的が損害を受けた場合

共済保険金額 建物及び家財ごとに、それぞれの損壊区分に応じ、下表に定める金額を支払う。

<建物>

損壊区分	共済保険金の額
1) 全壊	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の(ア)又は(イ)のうち小さい額を限度とする。 (ア) 共済保険証券記載の共済保険金額×40% (イ) 400万円
2) 半壊A	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の(ア)又は(イ)のうち小さい額を限度とする。 (ア) 共済保険証券記載の共済保険金額×20% (イ) 200万円
3) 半壊B	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の(ア)又は(イ)のうち小さい額を限度とする。 (ア) 共済保険証券記載の共済保険金額×10% (イ) 100万円
4) 一部壊	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の(ア)又は(イ)のうち小さい額を限度とする。 (ア) 共済保険証券記載の共済保険金額×2% (イ) 20万円
5) 床上浸水	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の(ア)又は(イ)のうち小さい額を限度とする。

	(ア) 共済保険証券記載の共済保険金額×1% (イ) 10万円
--	------------------------------------

<家財>

損壊区分	共済保険金の額
1) 全壊	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の(ア)又は(イ)のうち小さい額を限度とする。 (ア) 共済保険証券記載の共済保険金額×40% (イ) 200万円
2) 半壊A	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の(ア)又は(イ)のうち小さい額を限度とする。 (ア) 共済保険証券記載の共済保険金額×20% (イ) 100万円
3) 半壊B	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の(ア)又は(イ)のうち小さい額を限度とする。 (ア) 共済保険証券記載の共済保険金額×10% (イ) 50万円
4) 一部壊	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の(ア)又は(イ)のうち小さい額を限度とする。 (ア) 共済保険証券記載の共済保険金額×2% (イ) 10万円
5) 床上浸水	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の(ア)又は(イ)のうち小さい額を限度とする。 (ア) 共済保険証券記載の共済保険金額×1% (イ) 5万円
6) テレビアンテナのみ損壊	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の(ア)又は(イ)のうち小さい額を限度とする。 (ア) 共済保険証券記載の共済保険金額×2% (イ) 3万円

(4) 車両飛び込み損害共済保険金 (付加共済保険)

被保険者 共済保険契約者

共済保険の目的 建物及び家財

共済保険金の支払事由 第三者の車両 (被保険者又はその同一世帯の者が所有若しくは運転する車両は除く。) が飛び込み、衝突、接触によって共済保険の目的が損害を受けた場合。ただし、事故の加害者から損害の一部又は全部の損害賠償を受けたときは、当会は共済保険金を減額して支払うか又は支払わない。

共済保険金額 建物及び家財ごとに、それぞれの損壊区分に応じ、下表に定める金額を支払う。

<家屋>

損壊区分	共済保険金の額
1) 全壊	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の(ア)又は(イ)のうち小さい額を限度とする。 (ア) 共済保険証券記載の共済保険金額×40% (イ) 400万円

2) 半壊A	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の(ア)又は(イ)のうち小さい額を限度とする。 (ア) 共済保険証券記載の共済保険金額×20% (イ) 200万円
3) 半壊B	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の(ア)又は(イ)のうち小さい額を限度とする。 (ア) 共済保険証券記載の共済保険金額×10% (イ) 100万円
4) 一部壊	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の(ア)又は(イ)のうち小さい額を限度とする。 (ア) 共済保険証券記載の共済保険金額×2% (イ) 20万円

<家財>

損壊区分	共済保険金の額
1) 全壊	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の(ア)又は(イ)のうち小さい額を限度とする。 (ア) 共済保険証券記載の共済保険金額×40% (イ) 200万円
2) 半壊A	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の(ア)又は(イ)のうち小さい額を限度とする。 (ア) 共済保険証券記載の共済保険金額×20% (イ) 100万円
3) 半壊B	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の(ア)又は(イ)のうち小さい額を限度とする。 (ア) 共済保険証券記載の共済保険金額×10% (イ) 50万円
4) 一部壊	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の(ア)又は(イ)のうち小さい額を限度とする。 (ア) 共済保険証券記載の共済保険金額×2% (イ) 10万円

(5) 水漏れ損害共済保険金 (付加共済保険)

被保険者 共済保険契約者

共済保険の目的 建物及び家財

共済保険金の支払事由 次のいずれかの場合。ただし、腐食、欠陥、錆び、カビ、虫害などに起因する場合は除く。

- ア. 家屋（共済保険の対象ではない家屋及び被保険者以外の者が所有する家屋も含むものとする。）の給排水設備の不測かつ突発的に発生した事故により、共済保険の対象に水漏れ損害が生じた場合。ただし、事故の加害者から損害の一部又は全部の損害賠償を受けたときは、当会は共済保険金を減額して支払うか又は支払わない。
- イ. 自宅の給排水設備の不測かつ突発的に発生した事故により、他家の所有物件に損害を与え、損害賠償を請求されたとき。

共済保険金額 建物及び家財ごとに、損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の（ア）又は（イ）のうち小さい額を限度とする。
（ア）共済保険証券記載の共済保険金額×20%
（イ）100万円

(6) 水道管等凍結破裂損害共済保険金（付加共済保険）

被保険者 共済保険契約者

共済保険の目的 建物及び家財

共済保険金の支払事由 凍結により水道管や温水器、給湯器のパイプが破裂し、共済保険の目的に損害が生じた場合。ただし、屋外（家屋の外壁は除く。）及び地下埋設部の破裂損害は含まない。

共済保険金額 ア. 水道管、蛇口、給湯器などのパイプのみの修復の場合は、1回の事故につき、10,000円を限度として損害修復費用の実損額を支払う。

イ. 上記ア. 以外の場合で、共済保険の対象が建物の場合、損害修復費用の実損額を支払う。ただし、1回の事故につき、次の（ア）又は（イ）のうち小さい額を限度とする。

（ア）共済保険証券記載の共済保険金額×2%

（イ）20万円

ウ. 上記ア. 以外の場合で、共済保険の対象が家財の場合、損害修復費用の実損額を支払う。ただし、1回の事故につき、次の（ア）又は（イ）のうち小さい額を限度とする。

（ア）共済保険証券記載の共済保険金額×2%

（イ）10万円

(7) 失火見舞共済保険金（付加共済保険）

被保険者 共済保険契約者

共済保険金の支払事由 共済保険の対象である、被保険者の自宅から発生した火災、破裂、爆発事故により近隣など第三者の所有物に損害を与え、被保険者がそれら見舞金を支払った場合。ただし、この所有物を共済保険の目的として当会の火災共済保険の契約が締結されているときには、失火見舞共済保険金は支払わない。

共済保険金額 支払われた見舞金の実損額を、一世帯当たり50万円を限度として支う。ただし、1回の事故につき、次の（ア）又は（イ）のうち小さい額を限度とする。

（ア）共済保険証券記載の共済保険金額×20%

（イ）100万円

(8) 物置、納屋、土蔵の全半焼見舞共済保険金（付加共済保険）

被保険者 共済保険契約者

共済保険の目的 建物

共済保険金の支払事由 火災により物置、納屋、土蔵が全焼損又は半焼損となった場合。ただし、自家が共済保険加入契約している場合に限る。

共済保険金額 1回の事故につき、1戸ごとに20,000円を支払う。

(9) 風呂の空焚き見舞共済保険金（付加共済保険）

被保険者	共済保険契約者
共済保険の目的	建物及び家財
共済保険金の支払事由	空焚きによって風呂釜、浴槽が損傷したとき。
共済保険金額	ア. 共済保険の対象が建物で、風呂釜のみの損傷の場合、1回の事故につき、20,000円を限度として損害修復費用の実損額を支払う。 イ. 共済保険の対象が建物で、風呂釜及び浴槽の損傷の場合、1回の事故につき、50,000円を限度として損害修復費用の実損額を支払う。 ウ. 共済保険の対象が家財のみの場合、被保険者が自費で風呂釜及び浴槽を設置又は修理した場合は、上記ア. 及びイ. の規定を準用して支払う。

(10) 地震、噴火、津波による損害見舞共済保険金（付加共済保険）

被保険者	共済保険契約者
共済保険の目的	建物
共済保険金の支払事由	地震、噴火又は津波を原因とする火災により、共済保険の目的である建物（被保険者の所有する建物に限る。）が全焼損となったとき。
共済保険金額	自家の火災共済保険契約があつてその自家が全焼したときに限り、損害修復費用の実損額を支払う。ただし、1回の事故につき、次の（ア）又は（イ）のうち小さい額を限度とする。 （ア）共済保険証券記載の共済保険金額×20% （イ）100万円

(11) 死亡弔慰共済保険金（付加共済保険）

被保険者	共済保険契約者及び同居親族								
共済保険金の支払事由	被保険者又は同居親族が死亡したとき。								
共済保険金額	ア. 火災、破裂爆発、落雷、墜落、車両の飛び込み又は風水雪害を原因とする住居の被害を伴う場合、下表に定める金額を支払う。 <table border="1"><tr><td>被保険者の死亡</td><td>共済保険証券記載の共済保険金額×2%</td></tr><tr><td>同居親族の死亡</td><td>共済保険証券記載の共済保険金額×1%</td></tr></table> イ. 上記ア. 以外の事由で共済保険契約者が死亡した場合、死亡時の共済保険契約者の年齢に応じ、下表に定める金額を支払う。ただし、下表の金額が1,000円未満の場合は、1,000円とする。 <table border="1"><tr><td>60歳未満</td><td>共済保険証券記載の共済保険金額×0.5%</td></tr><tr><td>60歳以上</td><td>共済保険証券記載の共済保険金額×0.25%</td></tr></table> ウ. 上記ア. 及びイ. に定める共済保険証券記載の共済保険金額には、共済保険契約者が居住している建物及び居住している建物に収容されている家財を共済保険の目的とする共済保険金額のみとする。ただし、単身赴任等で別居している場合は、家族が居住する建物に共済保険契約者が居住しているものとみなして共済保険金を支払う。	被保険者の死亡	共済保険証券記載の共済保険金額×2%	同居親族の死亡	共済保険証券記載の共済保険金額×1%	60歳未満	共済保険証券記載の共済保険金額×0.5%	60歳以上	共済保険証券記載の共済保険金額×0.25%
被保険者の死亡	共済保険証券記載の共済保険金額×2%								
同居親族の死亡	共済保険証券記載の共済保険金額×1%								
60歳未満	共済保険証券記載の共済保険金額×0.5%								
60歳以上	共済保険証券記載の共済保険金額×0.25%								

2 この共済保険契約の免責事由は、次のとおりとし、前項各号の共済保険金について、次に該当する場合は共済保険金を支払わない。ただし、第6号については前項第1号及び第2号に適用し、第7

号については前第3号から第11号に適用する。

- (1) 共済保険契約者の故意又は重大な過失によって生じた損害
 - (2) 共済保険契約者と同一世帯に属する者の故意によって生じた損害。ただし、その者が共済保険契約者に共済保険金を取得させる意思を有しなかったことを共済保険契約者が証明した場合を除く。
 - (3) 原因が直接であると、間接であるとは問わず、戦争その他の変乱によって生じた火災による損害
 - (4) 原因が直接であると、間接であるとは問わず、地震又は噴火によって生じた火災及び津波による損害（ただし、第1項第10号の地震、噴火、津波による損害見舞共済保険金の場合を除く。）
 - (5) 家財のうち、持ち出し使用できるもので、建物外で受けた損害
 - (6) 火災に際し、共済保険の目的たる物が紛失し又は盗難にかかったことによって生じた損害
 - (7) 空家の場合
- 3 共済保険の目的について生じた損害が第三者の行為によるものである場合において、共済保険契約者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、当会は、その価額の限度で、共済保険金を支払う義務を免れる。

（他の保険契約等がある場合の共済保険金の支払額）

第3条 損害共済保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会は、次の各号のいずれかに定める額を共済保険金として支払う。

- (1) 他の保険契約等から保険金又は共済金が支払われていない場合
この共済保険契約の支払責任額
- (2) 他の保険契約等から保険金又は共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金又は共済金の合計額を差し引いた残額。
ただし、この共済保険契約の支払責任額を限度とする。

（共済保険金支払後の共済保険契約）

第4条 当会が第2条第1項第1号の共済保険金を支払った場合においては、以後の共済保険期間におけるこの共済保険契約の共済保険金額は、当該共済保険金を支払う直前の共済保険金額から当会が支払った金額を減額した金額とする。

- 2 前項に規定する減額を行った結果、共済保険金額が共済保険契約締結当初の共済保険金額の5分の1未満となった場合は、この共済保険契約は、その共済保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了する。
- 3 共済保険料の払込方法が月払の場合において、前項の規定により共済保険契約が終了するときには、共済保険契約者は共済保険金の支払を受ける以前に共済保険期間中の未払込共済保険料の全額を一時に払込まなければならない。

（共済保険金の受取人）

第5条 この共済保険契約の共済保険金の受取人は、共済保険契約者とする。

- 2 共済保険契約者が死亡した場合の死亡弔慰共済保険金の受取人は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条から第45条までの規定を準用する。
- 3 前項の場合の支払請求には、死亡を証明する戸籍抄本又はその他の証明となる書類を添付しなければならない。

（共済保険金の削減支払）

第6条 第2条の規定にかかわらず、自然災害、原子力事故・放射能汚染、感染症及び船舶・航空機事故などその他類似する事由により共済保険金の支払事由が一時に多数発生し、当該共済保険事故による共済保険金を全額支払うとした場合で、当会の収支状況を著しく悪化させると認められるときは、当会は、該当する共済保険金の全部又は一部を削減して支払うことがある。

2 共済保険金を削減して支払うときは、当会は、共済保険金の受取人に通知する。

第三章 共済保険契約の締結等

(責任開始及び契約日)

第7条 当会所定の申込書による共済保険契約の申込を当会が承諾した場合には、当会は、申込日の午後4時から共済保険契約上の責任を負う。

2 前項により当会の責任が開始される日を契約日とする。

(共済保険期間)

第8条 この共済保険の共済保険期間は、契約日又は第13条第1項に定める更新日から1年以内の期間で当会と共済保険契約者が定めるものとする。

(共済保険証券)

第9条 当会は、共済保険契約を締結した場合、共済保険契約者からの求めに応じ、遅滞なく、次の各号に定める事項を記載した共済保険証券を共済保険契約者に交付する。

- (1) 当会の名称
- (2) 共済保険契約者の氏名
- (3) 被保険者の氏名又は被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 共済保険金の受取人の氏名又は共済保険金の受取人を特定するために必要な事項
- (5) 支払事由
- (6) 責任開始日及び共済保険期間
- (7) 共済保険の目的を特定するために必要な事項
- (8) 共済保険金の額
- (9) 共済保険料及びその払込方法（回数）
- (10) 契約日
- (11) 共済保険証券を作成した年月日

第四章 共済保険料の払込、猶予期間、共済保険契約の失効及び共済保険料払込の中断

(共済保険料の払込)

第10条 共済保険契約者は当会が承諾した共済保険契約の申込の内容に従い、当会に対し、月払又は年払で共済保険料を払込むものとする。

2 共済保険料は、次条に定める払込方法（経路）により、次の期日（以下「払込期日」という。）までに払込むものとする。

- (1) 払込方法（回数）が月払の場合
契約日又は第13条第1項に定める更新日若しくは月単位の契約応当日から5日間
- (2) 払込方法（回数）が年払の場合
契約日及び第13条第1項に定める更新日から5日間

3 前項の規定により払込まれた共済保険料は、払込方法（回数）の別により、次の期間（以下「共済保険料期間」という。）に対応する共済保険料とする。

(1) 払込方法（回数）が月払の場合

契約日又は第13条第1項に定める更新日若しくは月単位の契約応当日から翌月の契約応当日の前日までの期間

(2) 払込方法（回数）が年払の場合

契約日の属する共済保険期間

4 第2項に定める共済保険料が払込まれないまま、それぞれの払込期日の末日までに共済保険金の支払事由が生じた場合には、当会は、未払込共済保険料が払込まれるまで共済保険金の支払を保留する。

（共済保険料の払込方法（経路））

第11条 共済保険契約者は、当会の本部、支所に共済保険料を払込むものとする。

（共済保険契約の失効）

第12条 共済保険料の払込については、それぞれの払込期日までに共済保険料が払込まれないときは、共済保険契約は払込期日の翌日にその効力を失う。

第五章 共済保険契約の更新

（共済保険契約の更新）

第13条 共済保険期間が満了する際に共済保険契約者又は当会が更新しない旨の通知をしない限り、この共済保険契約は共済保険期間満了の日の翌日に更新され継続するものとし、この日を更新日とする。

2 前項の通知は、共済保険期間満了の日の2週間前までに行うことを要する。

3 更新後の共済保険契約において、第20条第5号の規定を適用するときには、更新前の連続するすべての共済保険期間と更新後の共済保険期間とは継続されたものとみなす。

4 更新後の共済保険契約においては、更新日におけるこの共済保険の普通共済保険約款及び共済保険料率が適用される。

5 更新後の共済保険契約の共済保険料については、第10条及び第12条の規定を準用する。

第六章 共済保険料の増額又は共済保険金の減額

（更新時における共済保険料の増額又は共済保険金の減額等）

第14条 前条の規定にかかわらず、当会は、その業務又は財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、当会の定めるところにより、共済保険契約の更新に際して、主務官庁の認可を得て、次の変更（以下この条において「契約条件の変更等」という。）を行うことがある。

(1) 共済保険料を増額し又は共済保険金額を減額すること。

(2) 共済保険契約の更新を行わないこと。

2 前項に定める契約条件の変更等を行う場合、当会は、契約条件の変更等の内容につき、特別の事情がある場合を除き、その対象となる共済保険契約の共済保険期間満了の日の2か月前までに共済保険契約者に通知する。

（共済保険期間中の共済保険料の増額又は共済保険金の減額）

第15条 当会は、その業務又は財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、当会の定めるところにより、共済保険期間中において、主務官庁の認可を得て、共済保険料を増額し又は共済保険金額を減額する変更（以下この条において「契約条件の変更」という。）を行うことがある。

2 前項に定める契約条件の変更を行う場合、当会は、契約条件の変更の内容につき、特別の事情がある場合を除き、主務官庁の認可を得た後直ちに、その対象となる共済保険契約の共済保険契約者に通知する。

第七章 共済保険契約の取消、無効、解除及び告知義務

（詐欺による取消）

第16条 共済保険契約の締結に際して、共済保険契約者、被保険者又は共済保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、当会は、共済保険契約を取り消すことができる。この場合、当会は、すでに払込まれた共済保険料を払戻さない。

（不法取得目的等による無効）

第17条 共済保険契約者が共済保険金を不法に取得する目的又は他人に共済保険金を不法に取得させる目的をもって共済保険契約を締結したときは、共済保険契約は無効とする。この場合、当会は、すでに払込まれた共済保険料を払戻さない。

2 共済保険契約者が、他人のために共済保険契約を締結したときは、共済保険契約は無効とする。

3 当会又は共済保険契約者が、共済保険契約の当時共済の目的たるべき物がすでに火災にかかっていたこと又は共済の目的たるべき物に火災の原因が発生していたことを知っていたときは、共済保険契約は無効とする。

（告知義務）

第18条 共済保険契約の締結の際、共済保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、申込書又は告知書において当会が告知事項として質問した事項については、共済保険契約者又は被保険者は、その書面により告知することを要する。

（告知義務違反による解除）

第19条 共済保険契約者又は被保険者が、前条の規定により当会が告知を求めた事項について、故意又は重大な過失により事実を告げなかったか又は事実でないことを告げた場合には、当会は、将来に向かって共済保険契約を解除することができる。

2 前項の場合において、当会は、共済保険金の支払事由が生じた後でも、共済保険契約を解除することができる。この場合、当会は共済保険金を支払わない。また、すでに共済保険金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができる。ただし、共済保険金の支払事由の発生が前項の告げなかった事実又は告げた事実でないことに基づかないことを共済契約者が証明したときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、共済保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったときは、当会は、共済保険金を支払う。

4 共済保険契約の解除は、共済保険契約者に対する通知により行う。

（告知義務違反による解除ができない場合）

第20条 当会は、次の各号のいずれかの場合には、前条の規定による解除をすることができない。

(1) 当会が、共済保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき又は過失により知

らなかつたとき。

- (2) 共済保険媒介者が、共済保険契約者又は被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき。
- (3) 共済保険媒介者が、共済保険契約者又は被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないこと又は事実でないことの告知をすることを勧めたとき。
- (4) 当会が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき。
- (5) 共済保険契約が更新され、契約日から起算して5年を超えて有効に継続したとき。

(重大事由による解除)

第21条 当会は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、共済保険契約を将来に向かって解除することができる。

- (1) 共済保険契約者が、この共済保険契約の共済保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含む。）した場合
 - (2) 被保険者又は共済保険金の受取人が、この共済保険契約の共済保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含む。）した場合
 - (3) この共済保険契約の共済保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含む。）があった場合
 - (4) 前三号に掲げるもののほか、当会の被保険者又は共済保険金の受取人に対する信頼を損ない、この共済保険契約の存続を困難とする前三号に定める事由と同等の重大な事由があると認められる場合
 - (5) 共済保険契約者が、正当な理由がないのに、第22条第8項の規定による検査を拒み、又は妨げた場合
 - (6) 共済保険の目的につき、次の損害が生じた場合、又は第25条第9項の規定により、当会が共済保険金を支払う義務を免れた場合
 - ① 共済保険契約者の故意又は重大な過失によって生じた損害
 - ② 共済保険契約者と同一世帯に属する者の故意によって生じた損害。ただし、その者が共済保険契約者に共済保険金を取得させる意思を有しなかったことを共済保険契約者が証明した場合を除く。
- 2 当会は、共済保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの共済保険契約を解除することができる。この場合、当会は、前項各号に定める事由の発生時以後に支払事由が生じていたときは、共済保険金の支払を行わない。また、すでに共済保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。
- 3 本条による解除は、共済保険契約者に対する通知により行う。

(共済保険の目的に関する通知義務)

第22条 共済保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合は、共済保険契約者は、すみやかに当会に通知することを要する。ただし、第1号の場合において、その構造の変更又はその改築若しくは修繕が軽微であるとき又は第5号の場合において、その損害が軽微であるとき又は当該事実がなくなったときは、この限りでない。

- (1) 共済保険の目的である建物の用途若しくは構造を変更し、又は当該建物を改築し、増築し、若しくは修繕すること。
- (2) 共済保険の目的である建物を引き続き30日以上空家若しくは無人とすること。
- (3) 共済保険の目的である建物を他の場所に移転すること。ただし、火災を避けるために、5日間の範囲内で移転する場合は、この限りでない。
- (4) 共済保険の目的である建物を解体すること。

- (5) 共済保険の目的につきこの共済保険契約における共済保険金の支払事由以外の原因によって損害が生じたこと。
- (6) 前各号のほか、共済保険の目的につき損害の発生するおそれが著しく増大すること。
- 2 前項の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、共済保険契約者又は被保険者が、故意又は重大な過失によって遅滞なく前項の規定による通知をしなかったときは、当会は、将来に向かって共済保険契約を解除することができる。
- 3 前項の規定は、当会が、前項の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合又は危険増加が生じた時から5年を経過した場合は適用しない。
- 4 当会は、共済保険金の支払事由が生じた後でも、第2項による解除をすることができる。この場合、当会は、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した共済保険金を支払わない。また、すでに共済保険金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、共済保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったときは、当会は、共済保険金を支払う。
- 6 第2項の規定にかかわらず、第1項の事実の発生によって危険増加が生じ、この共済保険契約の引受範囲を超えることとなった場合は、当会は、共済保険契約者に対する書面による通知をもって、この共済保険契約を解除することができる。
- 7 当会は、共済保険金の支払事由が生じた後でも、前項による解除をすることができる。この場合、当会は、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した共済保険金を支払わない。また、すでに共済保険金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができる。
- 8 共済契約者は、当会が第1項の事実の発生に関する調査のため行う共済保険の目的の検査を正当な理由がないのに拒み、又は妨げてはならない。
- 9 当会は、共済保険契約者が第1項の通知を怠った場合には、同項に掲げる事実の発生がその責に帰すべき理由によるときは、当該事実が発生したときから、その責に帰することのできない理由によるときは、共済保険契約者が当該事実の発生を知ったときから、当会が同項の通知を受けるまでの間に、共済保険の目的につき火災によって生じた損害については、共済金を支払わない。

(共済保険金額の調整)

第23条 共済保険契約締結の際、共済保険金額が共済保険の目的の価額を超えていたことにつき、共済保険契約者が善意で、かつ、重大な過失がなかったときは、共済保険契約者は、当会に対する通知をもって、その超過部分について、この共済保険契約を取り消すことができる。

2 前項の規定により共済保険契約者が超過部分についてこの共済保険契約を取り消した場合は、当会は、共済保険契約締結時に遡って、取り消された部分の共済保険金額に対して変更前の共済保険料と変更後の共済保険料の差額を返還する。

3 前項の規定により共済保険料の払込方法が年払の共済保険契約について共済保険契約者が共済保険金額の減額を請求した場合は、当会は、減額する共済保険金額に対して、次の算式により算出した額を返還する。この場合において、既経過月数の計算は、1か月に満たない日数を切り上げて行うものとする。

$$\text{返還額} = \text{変更前の月払共済保険料相当額} - \text{変更後の月払共済保険料相当額} \times (\text{共済保険期間月数} - \text{既経過月数})$$

(共済保険契約の失効)

第24条 共済保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合は、その事実が発生した時に共済保険契約はその効力を失う。

- (1) 共済保険の目的の全部が滅失した場合。ただし、第4条第2項の規定により共済保険契約が

終了した場合を除く。

- (2) 共済保険の目的の全部が解体された場合
- (3) 共済保険の目的の全部が譲渡された場合

第八章 共済保険金の請求及び支払時期等

(共済保険金の請求及び支払時期等)

第25条 共済保険金の支払事由が生じたときは、共済保険契約者又は共済保険金の受取人は、速やかに当会に通知するものとする。

- 2 支払事由が生じた共済保険金の受取人は、必要書類（別表）を当会に提出して共済保険金を請求することを要する。
- 3 共済保険金は、前項の必要書類が当会に到着した日（以下「請求日」という。）の翌日から起算して30営業日以内に、当会の本部、支所又は当会が指定する場所にて支払う。
- 4 当会は、共済保険金の支払のために確認が必要な次の各号の場合において、共済保険契約の締結から請求までの間に当会に提出された書類だけではその事項の確認ができないときは、それぞれ各号に定める事項の確認を行う。この場合には、前項の規定にかかわらず、共済保険金を支払うべき期限は、請求日の翌日から起算して45日を経過する日とする。

号	確認が必要な場合	確認が必要な事項
1	共済保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	この約款に定める共済保険金の支払事由に該当する事実の有無
2	共済保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合	共済保険金の支払事由が発生した原因
3	告知義務違反に該当する可能性がある場合	告知義務違反に該当する事実の有無及び告知義務違反に至った原因
4	この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前二号に定める事項又は共済保険契約者、被保険者若しくは共済保険金の受取人の共済保険契約締結の目的若しくは共済保険金の請求の意図に関する共済保険契約の締結時から共済保険金の請求時までにおける事実

- 5 前項の確認をするため、次の各号の事項についての特別な照会又は調査が不可欠な場合には、前二項の規定にかかわらず、共済保険金の支払期限は、請求日の翌日から起算してそれぞれ各号に定める日数（複数の号に該当する場合であっても180日）を経過する日とする。

号	特別な照会又は調査の対象となる事項とその内容	日数
1	前項各号に定める事項についての弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
2	前項各号に定める事項を確認するための、専門機関による調査又は鑑定等の結果の照会	180日

3	災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における前項各号に定める事項の確認のための調査	180日
4	前項各号に定める事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果又は調査結果の照会	180日
5	前項各号に定める事項についての日本国外における調査	180日

6 前二項の規定を適用する場合には、当会は、共済保険金を請求した者に対し、書面により、その旨を通知する。

7 第3項から第5項までに定める支払期限を超えて共済保険金を支払う場合は、当会は、支払期限の翌日以降遅滞の責任を負い、遅延利息を共済保険金と併せて支払う。

8 前項の規定にかかわらず、第4項又は第5項の確認等に際し、共済保険契約者、被保険者又は共済保険金の受取人が、正当な理由なくその確認等を妨げ、又はこれに応じなかったときは、当会は、これによりその事項の確認が遅延した期間についての遅滞の責任を負わない。

9 本会は、次の場合には、共済保険金を支払う義務を免れる。

- (1) 共済保険契約者が第2項の書類に故意に不実のことを表示し、又は当該書類若しくはその損害に係る証拠を偽造し、若しくは変造したとき。
- (2) 共済契約者が正当な理由がないのに第26条第2項の規定による検査等の行為を妨害したとき。

（事故発生時の義務）

第26条 共済保険契約者又は被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の第1号から第5号までの義務を履行しなければならない。

号	区 分	義務の内容
1	損害防止義務	損害の発生及び拡大の防止に努めること。
2	事故発生通知義務	次の①から③までの事項を遅滞なく、当会に通知すること。 ① 事故の状況、被害者の住所及び氏名又は名称 ② 事故発生の日時、場所又は事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所及び氏名又は名称 ③ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
3	権利保全行使義務	他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全又は行使に必要な手続をすること。
4	他保険通知義務	他の保険契約等の有無及び内容について遅滞なく当会に通知すること。
5	書類提出等義務	第2号のほか、次の①及び②に定めること。 ① 当会が特に必要とする書類又は証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 ② 当会が、損害又は費用の調査のために、帳簿その他の書類若しくは証拠の閲覧、又は必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。

- 2 共済保険の目的について損害が生じた場合において、当会は、その損害の額及び共済保険の目的の価額を決定するために必要があるときは、当該共済保険の目的を検査し、類別し、又は一時他に移転することができる。

(事故発生時の義務違反)

第27条 共済保険契約者又は被保険者が、正当な理由がなく前条第1項の規定に違反した場合は、当会は、次の金額を差し引いて共済保険金を支払う。

号	区 分	差引金額
1	前条第1項第1号の損害防止義務違反	発生及び拡大を防止することができたと認められる損害の額
2	前条第1項第2号の事故発生通知義務違反	当会が被った損害の額
3	前条第1項第3号の権利保全行使義務違反	他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
4	前条第1項第4号の他保険通知義務違反	当会が被った損害の額
5	前条第1項第5号の書類提出等義務違反	当会が被った損害の額

第九章 解約及び解約返戻金

(解 約)

第28条 共済保険契約者は、いつでも、将来に向かって共済保険契約を解約することができる。ただし、共済保険金請求権の上に質権又は譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者又は譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できない。

- 2 共済保険契約者が解約をするときは、火災共済保険解約届を当会に提出することを要する。

(解約返戻金)

第29条 払込方法（回数）を年払とする共済保険契約が前条の規定により解約された場合において、解約日の属する共済保険期間の共済保険料が払い込まれていたときは、契約日（更新されている場合には直前の更新日）から解約日までの経過月数（1か月に満たない経過月の端数は、これを切り上げる。以下本条において「既経過月数」という。）に応じて算出された金額を、解約返戻金とする。

- 2 前項に規定する解約返戻金の金額は、次の算式により求められた金額とする。

$$\text{解約返戻金} = \text{月払保険料相当額} \times (\text{共済保険期間月数} - \text{既経過月数})$$

- 3 払込方法（回数）が月払の共済保険契約には、解約返戻金はない。

第十章 共済保険契約の消滅及び未経過共済保険料等の返還

(共済保険契約の消滅)

第30条 共済保険契約は、次の各号に該当する場合に消滅し、当該各号に定める消滅年月日の翌日をもってその効力は失われる。

号	共済保険契約の消滅に該当する場合	消滅年月日
1	共済保険契約者の当会からの脱会	共済保険契約者が当会から脱会した日
2	共済保険金の支払による共済保険契約の終了	共済保険金支払の原因となった損害の発

	(第4条関係)	生した日
3	共済保険料の未払による共済保険契約の終了 [共済保険契約の失効] (第12条関係)	払込期日満了日
4	告知義務違反による共済保険契約の解除 (第19条関係)	告知義務違反による解除の通知の到達日
5	重大事由による共済保険契約の解除 (第21条関係)	重大事由による解除の通知の到達日
6	通知義務違反による共済保険契約の解除 (第22条関係)	通知義務違反による解除の通知の到達日
7	共済保険契約の解約 (第28条関係)	解約日の午後4時
8	共済保険の目的の滅失等[共済保険契約の失効] (第24条関係)	共済保険の目的の滅失又は譲渡の事実が発生した日

(共済保険契約が消滅した場合の未経過共済保険料等の返還)

第31条 払込期日までにその共済保険料期間に対応する共済保険料が払込まれ、当該共済保険料期間が開始する前に共済保険契約が消滅した場合、次の各号の各区分に定める共済保険契約の消滅事由ごとに、各区分に定める返還金の額をそれぞれ当該各区分の返還金の受取人に返還する。

(1) 払込方法(回数)が月払の場合

区分	共済保険契約の消滅事由	返還金の額	返還金の受取人
1	共済保険契約者の当会からの脱会	当該共済保険料期間に対応する払込共済保険料(以下本条において「過収共済保険料」という。)	共済保険契約者
2	共済保険金の支払による共済保険契約の終了	過収共済保険料	共済保険契約者
3	告知義務違反による共済保険契約の解除	過収共済保険料	共済保険契約者
4	重大事由による共済保険契約の解除	過収共済保険料	共済保険契約者
5	通知義務違反による共済保険契約の解除 (第22条関係)	過収共済保険料	共済保険契約者

6	共済保険契約の解約	過収共済保険料	共済保険契約者
7	共済保険の目的の滅失等 [保険契約の失効]	過収共済保険料	共済保険契約者

[第31条第1項補則]

- *1 区分2に規定する共済保険金の支払により共済保険契約が消滅する場合には、第6条により共済保険金の全部又は一部を削減して支払う場合を含む（以下この条において同じ。）。
- *2 前条第3号に定める共済保険料の未払による共済保険契約の終了[共済保険契約の失効]に該当する場合には、返還する金額はない（以下この条において同じ。）。

(2) 払込方法（回数）が年払の場合

区分	共済保険契約の消滅事由	返還金の額	返還金の受取人
1	共済保険契約者の当会からの脱会	過収共済保険料＋未経過共済保険料 この未経過共済保険料は、次により求められる金額とする（以下この条において同じ）。この場合において、既経過月数の計算は1か月に満たない日数を切り上げて行うものとする。 月払共済保険料相当額×（共済保険期間月数－既経過月数）	共済保険契約者
2	共済保険金の支払による共済保険契約の終了	過収共済保険料	共済保険契約者
3	告知義務違反による共済保険契約の解除	過収共済保険料＋未経過共済保険料	共済保険契約者
4	重大事由による共済保険契約の解除	過収共済保険料＋未経過共済保険料	共済保険契約者
5	通知義務違反による共済保険契約の解除	過収共済保険料＋未経過共済保険料	共済保険契約者
6	共済保険契約の解約	過収共済保険料＋解約返戻金	共済保険契約者
7	共済保険の目的の滅失等 [共済保険契約の失効]	過収共済保険料＋未経過共済保険料	共済保険契約者

2 払込期日までにその共済保険料期間に対応する共済保険料が払込まれ、当該共済保険料期間中に共済保険契約が消滅した場合の返還金は、次の各号に定めるとおり取り扱われるものとし、第2号の場合は各区分の共済保険契約の消滅事由ごとに、各区分に定める返還金の額をそれぞれ当該各区分の返還金の受取人に返還する。

- (1) 払込方法（回数）が月払の場合
返還する金額はない。
- (2) 払込方法（回数）が年払の場合

区分	共済保険契約の消滅事由	返還金の額	返還金の受取人
1	共済保険契約者の当会からの脱会	未経過共済保険料	共済保険契約者
2	共済保険金の支払による共済保険契約の終了	返還する金額はない。	—
3	告知義務違反による共済保険契約の解除	未経過共済保険料	共済保険契約者
4	重大事由による共済保険契約の解除	未経過共済保険料	共済保険契約者
5	通知義務違反による共済保険契約の解除	未経過共済保険料	共済保険契約者
6	共済保険契約の解約	解約返戻金	共済保険契約者
7	共済保険の目的の滅失等[共済保険契約の失効]	未経過共済保険料	共済保険契約者

第十一章 共済保険契約者の通知義務

（共済保険契約者の住所の変更）

第32条 共済保険契約者が住所を変更したときは、速やかに当会に通知するものとする。

- 2 前項の通知がなく、共済保険契約者の住所を当会が確認できなかった場合、当会の知った最終の住所あてに発した通知は、共済保険契約者に到達したものとみなされる。

第十二章 その他の事項

（時効）

第33条 共済保険金、解約返戻金、共済保険料の返還及びその他この共済保険に関連する一切の支払を請求する権利は、支払事由が生じた日の翌日から起算して3年間これを行使しないときは、当該期間の経過をもって自動的に消滅する。

（質入等の制限）

第34条 共済保険金の支払を請求する権利は、当会が承認した場合を除き、質入れ又は譲渡することはできない。

(共済保険契約による権利義務の承継)

第35条 共済保険契約者が死亡した場合は、相続人が共済保険契約による権利義務を承継するものとする。

(残存物の帰属)

第36条 当会が共済保険金を支払った場合でも、共済保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、当会に移転しない。

(代 位)

第37条 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会がその損害に対して共済保険金を支払ったときは、その債権は当会に移転する。ただし、移転するのは次の各号のいずれかの額を限度とする。

(1) 当会が損害の額の全額を共済保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

(2) (1)以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、共済保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

2 前項第1号の場合において、当会に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとする。

(管轄裁判所)

第38条 この共済保険契約における共済保険金の請求その他この共済保険に関する一切の訴訟については、当会の主たる事務所の所在地又は共済保険金の受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とする。

(異議の申立て及び審査委員会)

第39条 この共済保険契約及び共済保険金の支払に関する当会の処分不服がある共済保険契約者は、別に定める当会の審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。

2 前項の異議の申立ては、当会の処分があったことを知った日から30日以内に書面をもってしなければならない。

3 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、当会は、異議の申立てを受けた日から30日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知する。

第十三章 雑 則

(委任・雑則)

第40条 この普通共済保険約款の定めるもののほか、火災共済保険事業の実施のための手続き、その他その執行について必要な事項は、火災共済保険事業規則で定める。

附 則

この約款は、この法人の移行（設立）の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。

一部改正 平成27年5月14日 第1回理事会 実施日 平成27年6月1日より

一部改正 平成28年3月24日 第5回理事会 実施日 平成28年10月1日より

一部改正 平成29年5月10日 第1回理事会 実施日 平成29年5月10日より

別表（第25条関係）

号	共済保険金等の種類	必要書類
1	火災共済保険金	① 共済保険金請求書 ② <u>り災証明書 注1)</u> ③ <u>損害状況報告書及び損害修復工事の内容のわかる請求書</u> ④ 損害状況写真（当会が提出を求めたとき。）
2	風水雪害共済保険金	① 共済保険金請求書 ② <u>り災証明書 注1)</u> ③ <u>損害修復工事の内容のわかる請求書</u> ④ 損害状況写真（当会が提出を求めたとき。）
3	車両飛び込み損害共済保険金	① 共済保険金請求書 ② 警察署の事故証明書（取れない場合は、近隣の第三者の事故証明とする。） ③ <u>損害修復工事の内容のわかる請求書</u> ④ 損害状況写真（当会が提出を求めたとき。）
4	水漏れ損害共済保険金	① 共済保険金請求書 ② <u>り災証明書 注2)</u> ③ <u>損害修復工事の内容のわかる請求書</u> ④ 損害状況写真（当会が提出を求めたとき。）
5	水道管等凍結破裂損害共済保険金	① 共済保険金請求書 ② <u>り災証明書 注2)</u> ③ <u>損害修復工事の内容のわかる請求書</u> ④ 損害状況写真（当会が提出を求めたとき。）
6	失火見舞共済保険金	① 共済保険金請求書 ② 第三者へ支払った金額のわかる領収書
7	物置、納屋、土蔵の全半焼見舞共済保険金	① 共済保険金請求書 ② <u>り災証明書 注1)</u>
8	風呂の空焚き見舞共済保険金	① 共済保険金請求書 ② <u>り災証明書 注2)</u> ③ <u>損害修復工事の内容のわかる請求書</u> ④ 損害状況写真（当会が提出を求めたとき。）
9	地震・噴火・津波による損害共済保険金	① 共済保険金請求書 ② <u>り災証明書 注1)</u> ③ 損害状況写真（当会が提出を求めたとき。）
10	死亡弔慰共済保険金	① 共済保険金請求書 ② 死亡を証明する書類 <u>(死亡診断書、埋葬許可書、戸籍謄本、葬儀会葬お礼ハガキ等。ただし、状況に応じて加入団体による証明書も認めることがある。)</u>

注1) 公的機関（消防署、警察署、市町村役場）または第三者機関（自治会・町内会役員・民生委員等）の発行したものとする。ただし状況に応じて加入団体または隣家の証明も認めることがある。

注2) 公的機関（消防署、警察署、市町村役場）、第三者機関（自治会・町内会役員・民生委員等）または修復工事施工業者によるもの。ただし状況に応じて加入団体の証明も認めることがある。